

予算編成要領

1. 予算要求の区分

既存施策・新規等施策・投資施策と区分することとし、次に示す内容に従って年間総合予算として調製すること。

- (1) 既存施策
 - ・平成 27 年度の既存施策
 - ・平成 27 年度新規等施策のうち継続的に実施する経費
 - ・単年度または短期間に実施する臨時的経費
- (2) 新規等施策
 - ・新規・拡充事業経費
 - ・既存施策の抜本的見直し経費
- (3) 投資施策
 - ・投資的経費

2. 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成 27 年度の決算見込み、国の予算編成及び社会経済情勢の動向等今後の見通しに十分留意し、適正な計上を図ること。特に多額の未収債権を抱える歳入については、きめ細かな徴収対策を講じることにより、収納率の一層の向上に最大限の努力を図ること。

また、新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度、他団体の助成制度について幅広い視点から検討し、積極的に活用するとともに、受益者負担の見直しを図るなど財源の確保に努めること。

- (1) 市税

歳入の根幹をなすものであり、その見積りにあたっては税制改正の動向、経済情勢等を十分勘案し、課税客体の完全捕捉に努め、的確な年間見積り額を計上すること。特に、徴収率については、より一層の向上に努め、未収市税の解消に努めること。
- (2) 地方交付税、譲与税、各種交付金

国・県の動向を十分見極め、的確な見積り額を計上すること。
- (3) 使用料及び手数料、分担金及び負担金等

諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況や類似施設の動向を把握した上で、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。
- (4) 国・県支出金

国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等の補助制度を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査の上その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。

また、補助対象、補助率・負担率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことが無いよう的確な見積り額を計上すること。

(5) 市債

後年度負担を考慮したうえで、適正な発行に努めること。

(6) その他の収入

既定の概念にとらわれず幅広い観点に立ち、可能な限りその財源の確保及び拡大の努力を図るとともに、受益者負担の見直し等収入の確保に努めること。

3. 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、目的達成のためにはどんな方法があり、どのような事業をするのか、またその事業は最小のコスト・人員で超過勤務をせずに実施できるかといった観点から、行政としての責任を果たしつつも効率的に業務量を減らすよう見直しに努めること。

また、過去の決算で多額の不用額が生じている施策については、その原因を究明し、十分に精査したうえで要求すること。

(1) 人件費

原則として平成 28 年 1 月 1 日現在の現員現給を基礎とし、超過勤務手当、退職・育児休業等による節減等を精査し、年間所要額を見積ること。

また、業務の洗い出しを行い、効率的に業務量を減らすよう見直しに努めたうえで、臨時職員等の活用が節減に有効であると判断される場合にその活用を図ること。

(2) 扶助費

補助・単独を問わず、対象人数・単価等を的確に把握し、補助によるものについては、制度改正の動向、他都市の状況を調査することで、実施手法等の見直しを検討し、市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む）については、制度そのものの継続の合理性について検討し、制度改正等を見直しを積極的に行ったうえで所要額を適正に見積ること。

(3) 投資的経費

厳しい財政状況を考慮し、事業の緊急性・必要性・事業効果・起債発行による後年度の財政負担等を十分検討したうえで、適切な計画のもとに予算計上すること。また、補助対象事業にあっては、超過負担となることのないよう事業費の見直しを行うこと。

なお、用地取得費については、目的・利用時期・補助認承等の明確な見通しを立て、地価の情勢を十分認識し、適正な見積りを行うこと。

また、安易に繰越すことのないよう、年間計画及び事業量について精査を行うこと。

(4) 維持補修費

公共施設等の維持補修については、現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、施設の効用を維持・発揮するために、優先順位づけを行い、緊急性・必要性が高いものから実施するなど、計画的かつ効率的な対応に努めること。

(5) 物件費・補助費等

物件費等の一般行政経費については、経費の節減及び合理化を進めるにあたって、事業の廃止、制度改正等、単なる経費の削減に留まらない見直しを行うこと。

4. 予算要求基準

平成 28 年度当初予算要求については、各部局長がリーダーシップを発揮して、部局内で平成 27 年度当初予算の分析を行い、各事業の今後の方向性を見定め、優先順位の決定や財源の配分など部内の予算調整を徹底し、各部局の主体性と自己責任のもと、下記基準により行うこと。

(1) 既存施策

ア 枠外経費

以下の経費については、必要性・所要額を厳しく見直し、必要最小限の額で見積ること。

- ・人件費（審議会等の委員報酬は除く、嘱託・臨時職員賃金は人件費に含まれない）
- ・扶助費等（27年度決算見込額を超えない範囲で適正な所要額を見積ることとし、自己負担額や支給基準等の制度見直し・廃止についても検討すること）
- ・特別会計、公営企業会計への繰出金等
- ・歳入対応歳出
- ・公債費
- ・財政課の指定する経費（担当より別途連絡）

※積極的に制度見直しを図るものとし、見直し額（一般財源ベース）をイ（枠外経費以外の既存施策経費）の上限額に含めることも可とする。ただし、財政課の指定する経費は除く。

イ 枠外経費以外の既存施策経費

- ・前年度予算額の 85% を限度に見積ること。
ただし、単なる事業費の一律削減ではなく、創意工夫を凝らし、市民サービスの低下をできるだけ招かないよう見直しを図ること。
- ・部局内で事業計画を検討のうえ、制度の改正、事業の廃止や大幅に縮小、執行方法の見直し、事業の組替えを行うなど、限度額内で部局の裁量により予算組みができることとする。
なお、見直しを行った事業については、重点見直しとして総括様式 6 にあげること。

(2) 新規等施策

ア 下記イ～ウ以外の経費については原則 8 月に調整調書を提出したものに限り（27 年度当初・補正予算で計上されている部分は既存施策としてその限度内に含めて要求すること）ものとし、要求にあたっては、施策の方針・目的に沿った見積りを行うこと。

以下の経費については、費用対効果・所要額を精査し、必要最小限の額で見積ること。

イ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に係る経費

ウ 既存施策を抜本的に見直し大幅な削減を図る経費

(3) 投資施策

投資施策については、原則 8 月に調整調書を提出し、市長により要求可の方針決定がなされたものに限るものとし、要求にあたっては、調整内容を踏まえ、施策の方針・目的に沿った見積りを行うこと。

補助事業・単独事業（新市建設事業や継続費設定等既定事業を除く）とも平成 27 年度当初予算額を限度として見積ること。ただし、国庫補助金の要望の済んでいるものについては要望額とし、また、公共施設の機能維持・改修にかかる経費については必要個所の順位づけを行い、緊急性の高い修繕等のある施設を優先させるなど、部局内での予算調整を十分に図り必要額を見積ること。

5. その他の留意点

(1) 歳入確保について

- ・国等の補助制度や関連団体の助成制度他あらゆる財源について調査を行うなど、積極的に歳入確保に努めること。
- ・継続している単独事業について、補助等がないかを再度チェックを行い、それが見込めない場合は、事業の縮小・廃止を検討すること。

※新規歳入確保額を既存施策イの上限額に含めることも可とする。

(2) 特別会計・企業会計について

- ・独立採算を基本とする特別会計・企業会計については、安易に一般会計からの繰入金・補助金等に財源を求めないこととし、各会計の財政健全化方策の検討も積極的に進めること。
- ・給付費等についても過大な見積りは行わず、必要最小限の額を見積ること。
- ・いずれの会計においても一般会計と同様の予算編成方針（既存施策イについては前年度予算額を限度に見積もることとする）により予算編成に取り組むこと。

(3) 外郭団体について

- ・外郭団体については、民間と競争できる体制を意識し、独自財源の確保に努める等、自立のための経営改善を促すこと。また、全庁的に超過勤務時間の削減に取り組んでいることから、外郭団体においても事業の効率化などを意識し、目標を定めることとなお一層の節減に取り組むこと。

(4) 情報システム関係経費について

- ・情報システム最適化計画において、システム導入・更新を検討しているものについては、ランニングコストや導入効果を示すこと。また、それ以外の法改正、権限委譲による改修などは、情報システム評価制度で承認されたシステムのみ、その内容に基づいた必要最小限の額で要求すること。
- ・既存システムにおいても、必要性・有効性を十分検証し、維持管理経費等について積極的な見直しを図ること。

(5) 補助金等について

- ・ 要望書・事業計画書・収支予算書・決算書を徴し当該団体等の収入・活動状況・留保資金等を確認した上で、補助の必要性や対象経費について、時代の変化も勘案し慣例や先例にとらわれることなく抜本的な見直しを図ること。
- ・ 団体運営補助金については活動・運営状況からその必要性を改めて検討し、廃止、事業補助への転換等の見直しを図ること。
- ・ 負担金についても、必要性について慣例や先例にとらわれることなく精査し、見直しを図ること。

(6) 臨時職員賃金について

- ・ その必要性について担当課が十分に検討を行い、以下の例を除き原則として人事課・教職員課から要求すること。
 - ・ 社会保険料の事業主となっている課の賃金
 - ・ 選挙関係費用など単年度事業にかかる賃金
 - ・ 新規のソフト事業にかかる賃金 など

(7) 嘱託職員賃金、報酬、報償費について

- ・ 求められる職務内容や資格、経験により、類似団体（中核市等）の平均額（交通費を除く）を考慮した金額で要求すること。

(8) 旅費について

- ・ 県外への旅費（研修、事務連絡会議、担当者会議等）は原則要求しないこと。
- ・ 県外への旅費を要求する場合は理由を示すこと。
- ・ 費用弁償、調査等に伴う旅費、歳入対応歳出については例外とする。